令和6年度第5回沖縄地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月29日(木) 9:30~10:36
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎 1 号館 共用大会議室(2階)
- 3 出席者

公益代表委員 5名(岩橋培樹、上江洲純子、島袋秀勝、城間貞、西村オリエ 敬

称略)

労働者代表委員 5名(石川修治、喜納浩信、知花優、照喜名朝和、野原陽子 敬称

略)

使用者代表委員 4名(佐久本和代、田端一雄、津波古透、比嘉華奈江、敬称略)

事務局 5名(柴田労働局長、岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名室

長補佐、嘉数賃金指導官)

4 議題

(1)沖縄地方最低賃金審議会の意見(沖縄県最低賃金の改正決定について)に対する異議 の申出について

(2)その他

- 5 配付資料
 - (1)最低賃金法(抜粋)
 - (2)沖縄県最低賃金の改正決定に関する異議申出書(写)申出人 沖縄県労働組合総連合議長 穴井 輝明(令和6年8月23日付け申出)
 - (3)沖縄県最低賃金の改正決定に関する異議申出書(写) 申出人 一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会会長 大嶺 健太郎 (令和6年8月26日付け申出)
 - (4)沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)(写)
 - (5)沖縄県最低賃金の改正決定について(答申)(写)
 - (6)令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表

第5回沖縄地方最低賃金審議会(議事録)

崎原賃金室長

皆様、おはようございます。

定刻を少し過ぎておりますが、これより令和6年度第5回沖縄地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、朝早くからご出席いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、各委員の出欠状況についてですが、公益委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員がただいま4名ですが、福地委員のほうからご連絡がないので、おそらく後ほどお見えになるかと思っております。

最低賃金審議会令第2条により、審議会の委員の定数は 15 名でありますので、本審議会は 審議会令第5条第2項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

それでは、これからの議事の進行を島袋会長にお願いいたします。

島袋会長

おはようございます。

朝早くから委員の皆様、大変お疲れさまでございます。

それでは、これより令和6年度第5回沖縄地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の議事録署名人ですが、労働者側は野原委員、それから使用者側は比嘉委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

本日の次第1は、8月13日に当審議会で沖縄県最低賃金の改正決定について答申した内容に関して異議申出があり、この異議に関する審議ということになっております。

異議申出の経過について事務局から説明をお願いいたします。

崎原賃金室長

8月 13 日に沖縄地方最低賃金審議会から沖縄県最低賃金の改正決定について答申がなされました。それによって最低賃金法第 11 条第 1 項に基づき、同日から 8 月 28 日まで意見申出の公示を行いました。その公示期間中、 8 月 23 日には沖縄県労働組合総連合議長の穴井輝明氏から、また、26 日には沖縄県ビルメンテナンス協会の会長の大嶺健太郎氏から異議申出書を受理したところです。

最低賃金法第 11 条第 3 項におきまして、労働局長は異議の申出があった場合は、審議会に 意見を求めなければならないこととなっておりますので、本日の審議会において諮問させてい ただくことになります。

以上です。

島袋会長

ありがとうございます。

それでは、柴田労働局長から異議申出に関する諮問をいただきたいと思います。よろしくお 願いいたします。

崎原賃金室長

マスコミの方は諮問の場所のほうに移動でも大丈夫です。

(柴田労働局長、席を立ち、島袋審議会会長席後方へ移動)

(柴田労働局長から島袋審議会会長へ諮問文が読み上げられ、手交される)

島袋会長

ただいま柴田労働局長から諮問をいただきました。

早速異議申出に係る検討を行いたいと思います。

まずは提出された異議申出書の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

崎原賃金室長

異議申出書につきましては、資料の3ページと5ページに添付してございます。

委員の皆様には事前にお知らせしておりますので、内容のほうは既に確認していることと思いますけれども、私のほうから説明させていただきます。

まず、沖縄県労働組合総連合議長、穴井輝明氏からの申立てについてでございますが、内容といたしましては、過去最高の 56 円の引上げ額になったことに敬意を表すると。計8回の専門部会を開催し、公労使委員の負担は相当であっただろうと推察する。

残念なのは、専門部会の審議が非公開であったこと。実際には一部公開であり、密室で決まっていると言っても過言ではない。県民の生活を左右する大事な賃金が専門部会の審議でどのように決まっているのか、どのように決められているのか知る権利がある。人間の生存に関わる最低賃金が最低賃金と直接関係のある県民の見えないところで決まる仕組みを来年からは改善していただくことを求める。審議を行うに当たり、全労連が全国で行った最低生計費試算調査を資料として来年の審議会で採用し、審議していただくことを求める。

中小企業対策について、業務改善助成金、キャリアアップ助成金などと並行し、消費税減税、 社会保険料減免など賃上げできる環境の整備を求める。

過去最高の引上げ額として一定の評価はできるものの、納得できるものではない。せめて愛媛県の答申である9円の引上げを上回る10円の引上げを行い、956円にすることで全国との格差を是正するため、再度の審議を求めると主張されております。

続きまして、資料の5ページをご覧ください。

沖縄県ビルメンテナンス協会会長の大嶺健太郎氏からの申立てについてでございます。

申立ての趣旨としましては、最低賃金改定の効力日を令和7年4月1日にすること。その理由としまして、答申から効力日まで1か月程度で改定が行われると、賃金改定による原価上昇

分を価格転嫁する顧客との価格改定折衝期間があまりに短く、さらに契約期間途中での金額増額交渉は、従来から困難を極め、国、地方自治体を含め、増額改定はほとんど行われていない。 その結果、企業経営を圧迫し企業の存亡に関わる事態も生じているとのことでございます。

2つ目といたしまして、最低賃金改定は、単に最低賃金に抵触する使用人だけの最低改定に 止まらず、使用人全体の賃金体系の見直しを行わなければならない。最賃上昇分と社会保険料 等累進課税増額分、年次有給休暇消化賃金上昇分及び交代職員賃金上昇分等を賄う原資の捻出 が必要。効力日までに半年程度の猶予準備時間が望ましい。

よって、効力日を翌年4月1日に変更することを求めると主張しております。

以上が異議申出書の説明でございます。

島袋会長

ありがとうございます。

各委員の皆様には事前に事務局から異議申立書が送付されていると思います。内容につきましては既にご確認いただいているものと思います。

2件の申出書は内容が異なるため、それぞれについて検討していきたいと考えております。

まず、県労連からの申出についてでありますが、内容の趣旨といたしましては、当審議会の審議において結論を出した金額、時間給 952 円が低額で、さらなる増額、時間給 956 円にするため、再審議を求めるということだと思います。その他専門部会の一部公開の改善を求める申立てがなされております。

この進行の方法ですが、このまず第1段階として、異議申立てに対するご意見をいただいて、 その意見を踏まえまして、それでは、再審議にするかどうかのご意見をいただきたいと思いま す。

まず、県労連からの申出内容について、労使それぞれからご意見があればお願いしたいと思います。

(石川委員挙手)

島袋会長

はい、石川委員、お願いいたします。

石川委員

労働者側委員の石川です。

石川のほうからは、労働者側委員、全体的な受け止めをちょっとお話しさせていただいた後に、各ほかの委員からも補足ご意見あればいただきたいなというふうに思っております。

今回、労働者側の県労連様からいただいた意見書に関する項目、大きく分けて4点ほどご意見があったのかなというふうに思っておりますが、まず、専門部会の公開の在り方についてでございますが、こちらについては公労使3者で協議した結果、現行のこのやり方、方式を採用

しているところでございます。労働者側委員としましては、3者でまた公開ということが決定するのであれば、それにもちろん従いますが、現行の方式が好ましいというふうに今のところ考えております。

あと、県労連さんのほうから生計費というところで厚労省に要請を行った資料等が使われてないんだというようなご意見もいただいておりますが、沖縄県の審議会におきましては、参考人意見聴取というところで穴井議長からも意見を述べていただきました。当然我々も審議に臨むに当たり、その中で出された意見、1,600円ぐらいの金額、県内でもやはり必要だということ、そういったものもしっかりと受け止めながら、さらには私が所属する連合も独自のリビングウェイジというものを調査して指標がございますので、そういったいろんな指標を勘案しながら、今年度も審議に臨んだところでございます。

また、水準がまだまだだよというところ、セーフティーネットとして不十分という認識はこちらも同様に考えるところでございます。

また、中小企業に対する支援等というところも付帯決議でもしっかりフォローして盛り込んでおりますので、我々労働者側委員としましても引き続き将来に向けた継続的な最低賃金引上げに向けて様々な取組を政労使が一体となって積極的に取り組んでいきたいと思っているところでございます。

金額の再審議というところで、今回我々も初回プラス 67 円の 963 円と示したところではあるんですが、様々な議論を経て 952 円、この結果につきましては公労使でしっかりと導き出した結果だと思っております。あと、後ほどにもなりますが、発効日も含めまして公労使で、十分に議論をした結果とも考えておりますので、金額の再審議の必要性につきましては労働者側委員としてもちょっと必要はないというふうに考えているところでございます。

島袋会長

石川委員、ありがとうございます。 その他ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 使用者側委員のほうは。

(田端委員挙手)

島袋会長

田端委員、お願いいたします。

田端委員

今、労側の委員からも発言がありましたけれども、最賃の決定過程の透明化については、これは労側の委員から説明があったように、公労使3者の合意でありますので、現行の形式でいいというふうに考えております。

それから、いくつかあるんですが、特に現行の引上げ幅を56円に4円を上乗せして956円にすることの再審議についてなんですけれども、使用者側委員としては、現行の引上げで幅自体が過去最大であるにもかかわらず、審議の中でいろいろ主張したんですけれども、引上げの具体的な根拠となるデータがないということや、通常の事業の支払い能力を超えたものであると認識しておりまして、その額から4円をさらに引き上げるという案については認められるものではないというふうに考えております。

また、56円の引上げ幅を使用者側が納得したものではありませんけれども、当初67円の引上げを提示した労側が使用者側の主張を踏まえて、支払い能力を勘案して引き下げてきた金額であると理解しておりまして、再審議でこれをまた引き上げるという議論を行うことはできないというふうに考えております。このため、県労連の申出を認めることはできないというふうに考えております。

以上であります。

島袋会長

田端委員、ありがとうございます。 そのほかございませんでしょうか。

(特になし)

島袋会長

ありがとうございます。

労使双方のご意見を伺いますと、県労連の今回の申出につきましては引上げ額 952 円が相当で、異議申立てについて特に双方とも異議はないというご意見だと理解いたします。

また、県労連から会議の公開について意見がありますが、専門部会運営規程第7条の但し書きには、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利、利益が不当に侵害されるおそれがある場合、または率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には部会長は会議を一部非公開とすることができると規定されております。専門部会において公労使3者が集まって議論を行う部分につきましては公開しております。2者協議につきましては非公開となる取扱いとなっておりますことをご理解いただきたいと思います。

委員の皆様、ほかにご意見はございませんでしょうか。

(特になし)

島袋会長

ありがとうございます。

それでは、県労連議長から異議申立書に基づき、先日、8月 13 日に答申を行った沖縄県地

域最低賃金について、改めて審議を行う必要があるか否かを決めたいと思います。

これにつきまして沖縄県地域最低賃金について、さらに審議を行う必要があると思われる方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

島袋会長

おられないという形でよろしいでしょうか。

それでは、県労連議長からの異議申立てにつきましては再審議を行う必要はなしということ にいたしたいと思います。どうもありがとうございます。

では、続きまして、沖縄県ビルメンテナンス協会会長からの申出につきましてでございます。 内容の趣旨につきましては、先ほど事務局から説明がありましたが、最低賃金改定の効力日 を令和7年4月1日とすることを求めるという趣旨だと理解いたします。この申出内容につい て、労使それぞれご意見を伺いたいと思います。

ご意見があればお願いいたします。

(石川委員挙手)

島袋会長

石川委員、お願いいたします。

石川委員

すみません、石川のほうからまた労働者側としての全体的な意見を述べさせていただきたい と思います。

発効日を来年の4月1日にすることについての意見でございますが、まず最低賃金の引上げというのは多くの労働者が得ることができる権利でありまして、その発効日を遅らせることについては、その権利を奪うことになるというふうに考えております。今年度の審議会において、特に我々労働者側は生計費を重視ということで、952 円という金額が決定しました。誰もが1,000 円への道筋も含めて生計費を重きに置いて我々は主張をしているところでございます。その生計費が重くのしかかっているというところが、やはりその最低賃金近傍で働く方々がかなり生活に苦しんでいるんだというふうに考えております。その方たちに一日でも早くこの952 円を届けるというのも我々の役目なのかなというふうに思っております。とりわけ他県に比べて高い物価で、高騰もございますし、そういったものが特に生活に欠かせない品目についての価格の影響というのが生活者、とりわけ最低賃金近傍の方々に大きな影響を与えているというふうに思っております。

また、2024 今次春闘で会社と交渉する結果によって、その組織労働者、いわゆる組合があるところは過去最高の賃上げというものを獲得しております。先日、新聞報道でもありました

が、その賃上げの流れというのは人勧にも波及しまして、公務員の方たちの給料も賃上げがされるということも決まっております。こういった社会全体の賃上げの流れというものをこの社会の隅々まで一日も早く波及をさせるためには、我々労働者側には 10 月発効に従前から主張しているのにはこだわっていきたいというふうに思っております。

ただ、やはり賃上げのためには記載もありましたし、県労連さんからのご意見もありましたが、中小企業への支援、賃上げしやすい環境づくりであったりとか、あと公契約のしっかりとした見直し、そういったものも進めていくことも改めて主張させていただきたいというふうに思っておりますが、以上の理由から、労働者側委員としましては、再審議についてはこの4月1日発効日を検討するという必要はないというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

島袋会長

ありがとうございます。 そのほかご意見ございますでしょうか。

(喜納委員挙手)

島袋会長

はい、喜納委員。

喜納委員

じゃ、すみません、労働側の喜納です。

私のところも実際の状況からまずお話ししたいと思います。

私ども地場中小の組合、会社が14社で、今回の952円で事業者のうち1社だけやっぱり下回る企業が出てきました。つまり大体がもう想定して952円を上回る賃金設定で働いてもらっているという現状です。下回っているその1社も先週労使協議をして引上げを確認して、10月じゃなくて、もう9月から上げるということで、逆に採用に生かすということの社長の前向きなこともありました。全てがそうとは言えないけれども、ビルメンテさんの状況ももちろん分かります。ある特定の業種に絞られてくると思います、足りないところは。そういうところこそ使側の皆さん、経営者団体の皆さんに指導というか、そういう形を取って、パートナーシップ協定を含めて、それから政府指針にのっとって価格転嫁の支援をしていただく。そういうことが必要かと。その中でまた行政も役割を、最低賃金は県民全体に関わることなので、総力戦だと私も思っています。石川委員がおっしゃったように、これだけの去年からの物価高を考えると、発効日を遅らすということについてはやっぱり労側としては了解できないというふうに思っていますんで、ぜひ去年から労側が経営者の皆さんにお願いしている賃上げと価格転嫁を同時にやるという、それをやっぱり進めるためにまた考えていただければありがいたいと思っていますので、発効日は10月ということでお願いしたいと思っています。

以上です。

島袋会長

ありがとうございます。 そのほかございませんでしょうか。

(田端委員挙手)

島袋会長

田端委員、お願いいたします。

田端委員

発効日については8月2日の専門部会の中でも使用者側の主張をしてまいりました。その中で4点挙げております。

まず1つ目に、現状の8週間程度の発効日は、賃金引上げはできますけれども、賃上げに伴う人件費の増を価格へ転嫁するための準備期間としては足りない。価格へ転嫁するまでの間、 当該人件費上昇が赤字要因となるということを1つ挙げています。

2つ目に、公契約について、これは事業場視察の中でも分かってきたことなんですけれども、 年度中途に最賃改定が行われても、契約の改定がほとんど行われていない状況にあると。この ため、新年度の予算措置、結局 10 月ではなくて、来年の4月になるまで旧価格での価格を契 約せざるを得ず、最賃改定に伴う人件費上昇分が赤字要因となるということを申し伝えたとこ るです。今回、異議申出であるビルメンテナンス業とか、事業場視察ではこども園の例があり ました。

それから、3つ目に、最賃改定が10月に行われても、社会保険に加入していない非正規職員について、特に年末に集中して年収の壁を踏まえた就業調整が行われると。それで年末の繁忙期であっても人手不足に拍車がかかり、業務に支障を来すということにもつながります。

4点目に、今回 10 月9日ということで、月の中途からの改定となりますが、給与システムの改定の事務上の手続から1日付で改定せざるを得ない状況になることから、結果的には10月1日になると。なので、発効日は月の中途ではなく、月初めの1日、例えば今回で言うと11月1日とすることが必要だというふうに考えております。といった主張をしておりまして、今回のビルメンテナンス協会の申立ての理由、趣旨等詳細は従来申し伝えたものであります。

そのような中で、今回最賃の決定があった後、新聞の記事の中で、労側の委員の方がおっしゃった使用者側の年度途中の最賃上昇はすぐに価格転嫁できず赤字に転じるという、この主張については、最賃は毎年上がるため、事前に価格転嫁をするなど、準備することはできると伝えたというふうにあります。ただ、これがちょっとどうなのかなと正直思っていまして、まず1つ目に、この話については審議の途中で使用者側委員は誰も聞いていません。公益委員からもそのような発言が労側からあったとの説明もなかったところであります。

2つ目に、その赤字に転じたと使用者が主張したのは、実際に事業場視察を行った事業者から直接伺った話で、起こってしまったのは事実でありまして、これから事前準備することもできないということであります。

3つ目に、今回の上げ幅は過去最大の上げ幅、それも想定し得なかったもの。まず 50 円という目安が想定してなかったものですが、それにさらに引き上げて 56 円という想定し得なかったもので、とてもじゃないですけれども、事前に価格転嫁をする準備などは行えるものではないというふうに考えております。仮に上げ幅を想定することができたとしても、契約の相手方は想定した最賃引上げ幅で交渉に応ずるというのは難しいと考えまして、特に公契約については賃金引上げの事実を確認してからでないと契約改定に応じない。大体予算措置してからということで来年の4月ということで、そういうことを踏まえると現実的ではないというふうに考えております。

以上が労側のこういった認識の下で提案された過去最大の引上げに対して、従来どおりの発効日を設定したことはやはり適当ではないと考えておりますので、ビルメンテナンス協会の主張のとおり、再審議を行うことが適当であるというふうに考えております。

島袋会長

ありがとうございます。 そのほかございませんでしょうか。

(特になし)

島袋会長

今の田端委員のご意見の中で、最賃は毎年上がるため、事前に価格転嫁の準備することができるというふうに伝えたということですけれども、確かに専門部会の公と労の2者協議の中でそういう趣旨の言葉が出たことはそのとおりのようです。ただ、どうしても発効日の延期という問題になってきますと、労働側、また使側のほうも基本的に対立があるものですから、その対立の中で双方の話を、双方の取り上げた事項を全てお伝えするということはなかなか難しい状況であって、基本的な考え方はお伝えしたんですけれども、その部分につきましては使側のほうの協議の過程では公側のほうからは十分にお伝えできなかったという状況でございます。

田端委員

伝えなかったということは、労側委員からそれを伝えられたにもかかわらず、公益委員が使 側に伝えなかったというのは、公益委員も価格転嫁の事前の準備はなかなか容易でないという ふうに認識をしていたからというふうに理解してよろしいでしょうか。

島袋会長

これは一般的な理解になってくると思いますが、政府の方針として、2030年代の半ばまで

には時給 1,500 円にしていきたいという中で、おそらくはその方向の中で出てきた労働者側の 意見ではないかなと思われます。そういう流れで理解をしていただきたいと考えております。

(知花委員挙手)

島袋会長

知花委員、お願いいたします。

知花委員

記事は私のほうから発言したんですけれども、今回の最賃に関しては、去年の最賃において 過去最大というものがあり、今年に入って春闘含めて、春闘始まる前から、昨年以上に賃金改 定されるということで、マスコミ含めて社会全体としても「賃金上がるぞ」という風潮という ものがあったにもかかわらず、毎年同じように最賃に対して、これがもし 10 円、20 円の引き 上げでも発効日を遅らせようとこれまで主張してきたと思うんですけれども、ただ、上がった からやる、影響が出ているんだということではなくて、経営側としてしっかりやっていただき たいということで述べたものです。

その上でやはり働いている労働者の立場としては、全体的に上がっている中で、最賃の近傍で働いている皆さんが半年間それを抑えられるというのは到底納得できるものではないので、あくまで公労使でしっかり議論した上で決めた内容につきましては、早急に労働者側にそれを伝えて発効させていただくというのが我々労働者側の立場ですので、あくまでこれは 10 月の発効にこだわっていきたいという思いがありますので、その点に向けて労側からの考え方として発言した内容ということでお受け止めいただければと思います。

(田端委員挙手)

島袋会長

田端委員、お願いいたします。

田端委員

これまでの 20 円、30 円ぐらいの引上げ幅であれば何とか使側も対応できたんですけれども、今回の事業場視察でも明らかになったように、過去最大、それも想定を超える引上げ幅となっているので、最賃発効の在り方についてはしっかり議論すべきだなというふうに思っています。それも過去最大で6か月と言っていましたが、6か月も含め、場合によっては、1月1日、11月1日等も含めて、それこそこの審議会の場でしっかり議論する必要があるかなと思っています。

それと、これを地方審議会の中で議論するだけじゃなくて、国や中央の最低賃金審議会で しっかり議論する必要があるというふうに考えております。

島袋会長

ありがとうございます。 そのほかございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

(特になし)

島袋会長

ただいまビルメンテナンス協会の異議申立てについてご意見を伺いました。

それでは、ビルメンテナンス協会会長から異議申出がありました発効日について、再審議を 行う必要があるかどうか、これについてのご意見ですけれども、お願いいたします。

田端委員

先ほど申し上げたように、再審議を行う必要はあるというふうに考えております。

島袋会長

再審議は行う必要はあるというふうに御理解して?。

田端委員

はい。

石川委員

労側はない、と。

島袋会長

というふうに考えておりますね。

石川委員

はい。

島袋会長

それでは、ちょっと公益委員としての考え方になるかもしれませんけれども、8月 13 日の付帯決議ですね、8月 13 日に答申をさせていただきました。このところを特に付帯決議の中でとちょっと若干長くなりますけれども、読ませていただきたいと思います。

崎原賃金室長

付帯決議については資料の12ページになりますでしょうか。

島袋会長

資料の12ページですね。大変失礼いたしました。

別添の後ろ側のほうの(4)の部分で、これまで公労使3者で議論してきた内容ですけれども、「最低賃金発効までのプロセスについては、現状では 結審から発効日まで価格転嫁をするための準備期間が足りない場合があることや、 公契約について最低賃金改定に伴う契約の改定が翌年4月になることがあり、最低賃金改定に伴う人件費上昇分が赤字要因となり得ること、 社会保険に加入していない非正規職員による就業調整が生じた場合の人員不足の問題等を抱えている。政府は最低賃金について 2030 年代半ばまでに全国加重平均を 1,500 円になることを目指すとしているが、毎年 50 円を超える引上げ額が続くと、特に中小企業、小規模事業者にとっては、改定への対応が年々難しくなることが想定される。」

以上の状況を踏まえまして、「このため、最賃引上げの持続性のために、最低賃金の改定の 在り方について、国及び中央最低賃金審議会において、法改正を含めた抜本的な議論を行うこ とを要望する。」この付帯決議を公労使3者で合意をして付帯決議としております。

使側の方、またビルメンテナンスの異議申出書の内容は十分理解できるところではありますが、付帯決議でこの内容を付しているということを考慮しても、やはり再審議が必要だという ふうにお考えでしょうか。

田端委員

先ほども申し上げましたが、最賃を上げた後の価格転嫁は事前に準備ができるという、そのような主張がありましたので、そこは違うんだということをしっかり審議の中で議論をしていきたいなというふうに思います。その後、いろいろなところから状況も聞いているので、その状況も含めて。

島袋会長

分かりました。

(佐久本委員挙手)

島袋会長

佐久本委員、お願いいたします。

佐久本委員

8月 13 日に金額が決まって発表されて、その後、やっぱり事業者さんの声もいろいろ聞いております。昨日ちょうど聞いたのが、公契約を結んでいる建設業の団体なんですけれども、発効日とか公契約の皆様にも声かけをしたのが付帯決議をして2年前ぐらいからそれをやってきているんですけれども、それにもかかわらず去年は価格転嫁されず、2,000 万円の赤字でしたということで、今年 56 円という発表があって、今後自分たちはどうなるんだというような

声も聞いております。なので、こういったビルメンテナンス業だけではなく、建設業とほかの業種にもこういった影響があるんだということをまたご理解いただきたいなというふうに思っております。10年前ほどの13円とか、そういった引き上げとは違って、今56円という過去最大になって、この8週間で準備をしなきゃいけないということ。この8週間の間に公契約の相手側と調整をしていただけるかどうかという部分もまだ不明ですので、そういった部分もご検討いただきたいなと思っております。

島袋会長

ありがとうございます。

再審議の必要があるかどうかについて、そのほかご意見がございますでしょうか。

(比嘉委員挙手)

島袋会長

比嘉委員、お願いいたします。

比嘉委員

ありがとうございます。価格転嫁については、例えば毎年、じゃ、賃金が上がるから年に1回必ずできるかといったら、やはり経営者の立場としては、考えて考えて価格転嫁をするので、できるものでは難しい部分もあると思っています。毎年やはりこの議論がこの時期に行われるので、来年以降も国でどうするのかというのはいい機会なので、今年しっかり話をするべきではないかなというふうに思っていて、もちろん国が掲げている1,500円というところに向かって今後改定が続いていくと思うので、そのたびに、じゃ、この8週間の間で企業が全て価格転嫁ができるかというと、できないと思います。なので、国へ提言することも含めて、この場所でしっかり話合いをするべきではないかなというふうに思うので、ぜひ再審議をしていただきたいなというふうに思います。

島袋会長

ありがとうございます。 そのほかご意見ございますでしょうか。

(知花委員挙手)

島袋会長

知花委員、お願いいたします。

知花委員

おっしゃるとおり、企業の皆様も大変努力をされてやられているというのは理解しているんですが、当然ながらそこで働いている労働者の皆さんの生活というのはずっと苦しいままなんですよね。そこを含めてやっぱり検討していただきたいというものもあるし、発効日につきましても、公労使で今回初めて一緒に付帯決議を決議しました。その文書の内容についてもかなりの時間を議論したと思っています。

そういった中において、またさらに今度再審議をするのかということに関しては、じゃ、あの時間は一体何に使ったんだと。しっかり専門部会で発効日に関する審議をしてきた上で付帯決議を公労使で一体として出したんですよ。その付帯決議自体をまたゼロに戻して、また再審議を始めるのかというのは正直何のための審議をしたのかなということになるんで、そこは新たにやるのではなくて、来年度に向けて国にも法律を含めて改正を求めますということで3者で出したという意味合いをしっかり受け止めるんであれば再審議の必要はないというふうに考えております。

(田端委員挙手)

島袋会長

田端委員、お願いいたします。

田端委員

使側がこれを求めているのは、8月13日に56円引き上げという金額が出て、それを受けて ビルメンテナンス協会がこの金額ではちょっと準備期間が間に合わないよというのが出たから です。審議の途中でいろいろ議論したことを否定するつもりではありません。その後の状況の 変化を踏まえて、発効日についてはいま一度真摯に議論する必要があるということです。

先ほど佐久本委員からもお話があったように、今回の 56 円が出た後に様々な反応があって、 それを踏まえると、やっぱり従来どおりの発効日では適当でないと考えるから再審議を求める ということで理解していただければというふうに思います。

島袋会長

ありがとうございます。

そのほかご意見ございますでしょうか。

(特になし)

島袋会長

では、発効日の延期について再審議の必要があるかということについては意見が分かれておりますので、採決をしたいと思います。

それでは、発効日について再審議を行う必要があることについて、賛成の方は挙手をお願い

いたします。

(4名挙手)

島袋会長

ありがとうございます。4名になります。

それでは、発効日について再審議を行う必要性があることについて、反対の方は挙手をお願いいたします。

(9名挙手)

島袋会長

ありがとうございます。9名になります。

それでは、採決の結果、発効日について再審議を行うことは反対という結論に達しました。 それで、その結論を尊重したいと思います。

委員の皆様、ありがとうございます。

これまで審議していただきました2件の異議申立てに関する当審議会の意見として、採決も 含めまして8月13日の答申のとおり決定することが妥当であり、再審議を行う必要がないと の結論をもって労働局長に答申することにいたしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(田端委員挙手)

島袋会長

田端委員、どうぞ。

田端委員

使側の主張が認められず、発効日の再審議がされず非常に残念で、ただ、1つ確認をさせていただきたいんですけれども、付帯決議の4番の最後のところで、最賃引上げの持続性のために最低賃金の改定の在り方について、国及び中央最低賃金審議会において、「法改正を含めた抜本的な議論を行うことを要望する」というふうに記述されております。その中で最低賃金の改正の在り方についてという文言なんですが、この文言の中には発効日の設定の在り方も含まれているというふうに理解してよろしいでしょうか。

島袋会長

この文言の下の3行の最初に、「このため」とありますよね。「このため」とありますので、(4)のこれまでの文章を含んだことを前提としての要望として取りまとめたと。

田端委員

ですから、発効日の設定の在り方もこの中に含まれているというふうに理解してよろしいで しょうかということを聞いております。

島袋会長

この(4)の文章に基づくとそういう理解になってくると思います。

田端委員

ありがとうございます。

島袋会長

そのほか本日の審議についてご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、答申文案を作成いたしますので、しばらく休会とさせていただきます。しばらく お待ちください。

崎原賃金室長

事務局のほうで文書の案を作成いたしますので、すみません、そのまま 2 、 3 分ほどお待ちいただきたいと思います。傍聴の方もそのままで結構ですので、お願いいたします。

(事務局、答申文(案)作成、配付)

島袋会長

では、再開いたします。

ただいま各委員に答申文(案)が配付されております。

この案でよろしいかご確認をお願いいたします。

(答申文(案)内容確認)

島袋会長

ご確認していただきました。この答申文(案)でよろしいでしょうか。

(意見、修正なし)

島袋会長

ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申させていただきます。

事務局は答申文の写しの配付をお願いいたします。

崎原賃金室長

すみません、今準備中でございます。もうしばらくお待ちください。

(事務局、答申文の写しの配付)

島袋会長

ただいま委員の皆様のほうに答申文の写しが配付されております。 この内容で答申をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(各委員答申文確認し意見なし)

島袋会長

それでは、答申に入らせていただきます。

(柴田労働局長、席を立ち、島袋審議会会長席後方へ移動)

島袋会長

答申させていただきます。

沖縄労働局長、柴田栄二郎殿。

沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和6年8月29日、貴職から令和6年8月13日付、沖縄県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する沖縄県労働組合総連合及び一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会からの異議申立てについて意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので、答申する。

記。

令和6年8月13日付答申どおりに決定することが相当である。 以上でございます。

(島袋審議会会長から柴田労働局長へ答申文が読み上げられ、手交される)

(柴田労働局長は事務局の席に戻る)

島袋会長

ただいま答申を行いました。

事務局から今後の予定等について説明をお願いします。

崎原賃金室長

はい、資料の13ページをご覧いただきたいと思います。

ただいまの答申をもちまして、今年度の沖縄県最低賃金の改正の手続きは本日から行うこととなります。答申日が8月13日ですので、官報公示は9月9日を見込んでおります。

その後、30 日間の公示期間を経て、発効日については、10 月 9 日 (水)となる予定であります。あくまでも最短の予定となっております。官報公示により確定いたししますので、その際は委員の皆様及び県内への広報周知を行うこととしております。

以上でございます。

島袋会長

続きまして、次第2のその他について事務局より何かありますか。

崎原賃金室長

昨年度は8月 18 日の時点で全国の答申が出揃ったんですけれども、今年度は、昨日現在においてもまだ答申に至っていない局がございます。全国の答申状況につきましては厚生労働省からの発表を待っているところでございますので、発表がありましたら、皆様に情報提供したいと思っております。

沖縄労働局では、また、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県とともに中小企業・小規模事業者支援対策を取りまとめた「沖縄県版支援パッケージ」の更新作業を行っているところです。

9月9日に沖縄県最低賃金改正決定の官報公示を予定しておりますが、それについての公表に合わせまして、この「沖縄県版支援パッケージ」を公表し、その後各関係団体等に広く周知する予定としております。

以上です。

島袋会長

はい、ありがとうございます。

それでは、最後に柴田労働局長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいた します。

柴田労働局長

私から一言御礼を申し上げます。

本日は、沖縄県最低賃金の改正決定に関し、8月13日に行われた審議会本審の答申結果に変 更はないとの結論をいただきました。

本答申を最大限尊重し、答申どおりの改定額として、本日より公示の手続きを進めてまいります。

これにより、沖縄県最低賃金は、早ければ10月9日より952円となります。

今後は、改正された最低賃金額について県民へしっかりと周知広報を図るとともに、答申の付帯決議につきましても、明日以降、沖縄県や沖縄総合事務局をはじめ、関係行政機関への協力要請を行う予定です。

島袋会長及び上江洲会長代理をはじめ委員の皆様には慎重かつ真摯にご審議いただきました ことを感謝申しあげ御礼の挨拶といたします。

本日は、誠にありがとうございました。

島袋会長

柴田労働局長、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会で予定されていた議事はすべて終了しました。これをもちまして令和6年度第5回沖縄地方最低賃金審議会を終了いたします。

委員の皆様、ご審議にご尽力いただきまして大変ありがとうございました。大変お疲れ様で した。ありがとうございました。